

**現在国会で審議されている憲法改正手続法改正案に反対し
改めてその抜本的な改正を求める会長声明**

- 1 本年5月11日、日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「憲法改正手続法」という。）の一部を改正する法律案（以下「本改正案」という。）が衆議院本会議で可決されました。現在、参議院で審議がなされています。

憲法改正手続法は2007年（平成19年）5月に成立しましたが、その際に参議院は、「テレビ・ラジオ等の有料広告について公平性・中立性が確保されるべきこと」「最低投票率の規定を設けること」等の18項目にわたる附帯決議をしました。さらに2014年（平成26年）6月の一部改正の際にも、参議院憲法審査会で20項目もの附帯決議がなされ、重大な検討課題が数多く残されていました。

しかしながら、本改正案は、駅や商業施設への共通投票所の設置や期日前投票の弾力化など、2016年の公職選挙法の改正に伴い導入された投票環境向上のための規定を整備するにとどまっており、上記の重大な検討課題に関する改正はなされていません。

かろうじて本改正案の附則に、施行後3年を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとして、「国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限」、「国民投票運動等の資金に係る規制」、「国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策」が項目として挙げられているものの、これでは検討課題の先送りにすぎません。さらに最低投票率等については全く触れられていません。

憲法改正手続法が成立してから、すでに約14年が経過しています。国会が自ら附帯決議で明記した重要課題をさらに先送りするのは、不当であると言わざるを得ません。

- 2 当会においては、2006年（平成18年）12月12日付け「国民投票法案に関する意見書」をはじめ、憲法改正手続法には多くの問題点が含まれていることを、その成立前から繰り返し指摘し、成立当日にも、抜本的な見直しを強く要望する会長声明を発出しました。さらに、2019年（令和元年）5月16日には、「憲法改正手続法における広告放送及び最低投票率に関する意見書」において、①テレビ・ラジオを使用した有料広告の放送について、公平性を確保するために(a)国民投票運動のための有料の広告放送（勧誘CM）に対する国民投票期日前14日間の禁止期間を拡張すること、もしくは広告費用・広告量・時間数などについて一定の枠を設けること、(b)意見表明のための有料の広告放送（意見表明CM）についても勧誘CM

と同様の規制を行うこと、②テレビ・ラジオを使用した公費による憲法改正案の広報のための放送について、国民が視聴しやすい時間帯に必要な質と量の放送を行う旨の規定を設けること、③国民投票が成立するための最低投票率の規定を新設し、その割合は、全国民の意思が十分反映されたと評価できるものとする事、を求めました。

しかしながら、現在まで、当会が求めた改正はなされていません。

とりわけ、有料広告規制や最低投票率については、問題が是正されないまま憲法改正国民投票が行われると、公平性が確保されず、国民への情報提供が公正かつ適切になされず、低投票率により正当性に疑義が生じ、主権者である国民の意思が反映されたとはいいがたい事態が生じるおそれがあるため、早急に抜本的な改正が必要です。

- 3 よって、当会は、これまで指摘されてきた憲法改正手続法の問題点の抜本的解消をしないままの本改正案に反対し、改めて抜本的な改正を求めます。

2021年（令和3年）6月9日
福岡県弁護士会 会長 伊藤 巧示